

令和6年9月18日
健康福祉部地域福祉推進課

報道機関各位

「山形県保護施設の設備及び運営に関する基準」の改正 に対する意見募集の実施について

山形県では、保護施設の設備及び運営に関する基準については、生活保護法第39条に基づき、国の基準を踏まえて、県の条例及び規則で定めています。このたび、国の基準が一部改正されたことから、県規則について同様の改正を行うこととしました。

この基準の改正に当たり、パブリック・コメントを実施しますのでお知らせします。

記

- 1 意見募集の対象
「山形県保護施設の設備及び運営に関する基準」の改正
- 2 意見募集期間
令和6年9月17日（火）から令和6年10月16日（水）まで
- 3 意見の提出方法
郵送、ファックス又は電子メール
- 4 その他
 - (1) 様式は任意のものとしします。
 - (2) 住所、氏名及び連絡先（電話番号）の記入は必須としします。
 - (3) 意見の内容以外の個人情報公表しません。
 - (4) 県ホームページによる意見募集（パブリック・コメント）ページのアドレスは以下のとおりです。
<https://www.pref.yamagata.jp/090014/20240905.html>

【問合せ先】
健康福祉部地域福祉推進課
課長補佐（援護・指導担当）長瀬
電話 023-630-2995
[報道監] 健康福祉部次長 菅原